

第393回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和4年10月21日（金） 14:01～14:08

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、北本委員、岩船委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第393回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長　総務課長の田中でございます。

本委員会の開催につきましては、オンラインの開催といたします。

第1部については、公開案件であります。新型コロナウイルス感染症対策のため、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただいております。

なお、第1部の議事の模様については、インターネットで同時中継を行っています。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。その会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ありがとうございました。

ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題については、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

（異存：なし）

それでは、ただいまお話のあったとおりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、議題の1「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」に関し、田中総務課長から御説明をお願いいたします。

○田中総務課長　それでは、資料3を御覧いただけますでしょうか。「新型コロナウイルス

ス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」となっております。

趣旨について、でございますけれども、以下に記載する申請者から2022年10月18日及び19日付で経済産業大臣宛てに、特定小売供給約款により難い特別な事情がある場合における供給条件の認可等を求める申請がありまして、経済産業大臣から意見の求めがあったということで、これらに対する電力・ガス取引監視等委員会の回答について御検討いただくものでございます。

申請者につきましては、10行目から41行目までの申請者になっておりまして、44行目から69行目のような申請でございますが、内容につきましては、71行目以下にありますとおり、2020年3月から2022年7月検針分5か月延長、8月の検針分4か月、9月検針分を3か月、10月検針分を2か月、11月検針分について1か月ということで、これら、基本的には先月の申請と同様の内容になっているのですが、1カ所、38行目のところに戻っていただきますと、前回は、一般ガス導管事業者について、東部瓦斯も申請をしていたのですが、今回は、支払期限延長の申込み実績はないということで、東部瓦斯については申請がなされていないことになっております。

前回の御審議のときに、全体状況はどうなっているのかということで御質問を頂きました件についてですけれども、一般ガス導管事業者、今回、東部瓦斯以外の、それ以外の今回申請のあった一般ガス導管事業者3者につきましては、これは、支払期限延長の申込み実績はないのですが、今後申込みがある可能性もあるということで申請をしてきていることになっております。

また、電気やガスの小売といったところについては、こちらを全て詳細に調べられたわけではないのですが、最近、件数としては少し減ってきてはいるものの、申込実績はそれなりにまだあるところも多く、今後も申込みがある可能性があるため、各社申請をしているところでございます。

したがいまして、115行目以下にございますように、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金等の支払いが困難となる需要家からの申出に柔軟に対応するため、本措置の適用期間を1か月延長する等の措置が必要ではないかということでございまして、したがいまして、120行目以下にあるとおり、経済産業大臣への回答といたしましては、約款により難い特別な事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支えないものと考えられることから、委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認

可等をすることに異存はない旨、経済産業大臣に回答することとしたいというものでございます。

以上、資料3に関しての御説明でございます。よろしくお願いいたします。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。——特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異存：なし)

異存がございませんでしたので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

(なし)

それでは、      どうもありがとうございました。

これにて第1部を終了といたします。

——了——